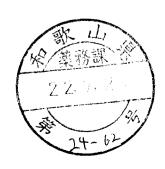
事 務 連 絡 平成22年7月16日

各都道府県薬務主管課 御中

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課

「タンポンの広告記載に関する自主申し合わせ」について

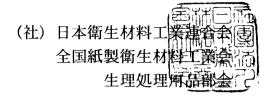
標記について、社団法人日本衛生材料工業連合会全国紙製衛生材料工業会生理 処理用品部会から別添のとおり申し合わせが行われた旨、報告がありましたので、 参考までに送付いたします。





平成22年7月8日

厚生労働省医薬食品局 監視指導・麻薬対策課長殿



「タンポンの広告記載に関する自主申し合わせ」について

全国紙製衛生材料工業会、生理処理用品部会は、この度、タンポンの広告に つき、別紙のとおり申し合わせを行いましたのでご報告申し上げます。 ご高承のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上



「タンポンの広告記載に関する自主申し合わせ」について

生理処理用品には医薬部外品の「ナプキン」と一般医療機器の「タンポン」があります。 ナプキン同様タンポンについても通常どおり広告はされていますが、消費者のタンポンに 対する認知度が下がっており、その認知度の向上を図り、消費者の選択肢を広げることは 消費者への有益な情報提供であることから、ナプキン使用者への広告として、ナプキンの パッケージにタンポンの広告を記載したい旨の要望が会員会社からありました。

その記載の取り扱いについて、消費者の誤認等が生じないよう、全国紙製衛生材料工業会で以下のとおり自主申し合わせを行いました。

記

(申し合わせ内容)

- 1. タンポンの広告をナプキンのパッケージに記載する場合は、次の範囲で行うこととする。
- (1) 記載する内容は、生理処理用品としてナプキンとは別にタンポンがある旨の啓発的内容に留めること。

○記載例

- ・経血を吸収する製品は、このナプキン以外に膣内に挿入するタイプの「タンポン」 があります。
- ・この他に、同じく経血を吸収する製品としてタンポンがあります。
- ・生理用品には、挿入タイプの「タンポン」もあります。
- ・タンポンも取り入れて上手に使い分けてください。
- (2) ナプキンとの優位比較、ナプキンの誹謗になる恐れのある表現は行わないこと。
 - ○比較と誤認され、使えない表示例
 - ・上手に使えば、さらに快適に過ごせます。
 - ・タンポンでもっと快適に!
- (3) ナプキンの購入者が、タンポンをナプキンと同様な使い方、使用上の注意で使用できるとの誤認を避けるため、「タンポンはナプキンとは使用法、使用上の注意が異なりますので、必ず説明書をよく読んでご使用ください。」等の啓発情報を記載すること。
- (4) タンポンの構造などの理解を得るため、製品画像又はパッケージ画像の掲載は可能とするが、当該ナプキンの表示とタンポンの表示とが混同しないよう明確に分けること。また被包内にタンポンが同封されているかのような誤認を与えないことが必要であり、タンポンの広告部分は
 - ①ナプキンの被包の正面以外の1面に留めること。

- ②タンポンの広告表示面においても、タンポンに関する表示部分を線で囲むなど、ナプキンの表示と明確に区分すること。
- ③「タンポンは同封されていない」旨を必ず明記すること。

以 上